

まつやま農業委員会だより

第88号
令和4年3月31日

編集 松山市農業委員会
発行 松山市二番町四丁目7番地2
〒790-8571(TEL.089-948-6631)
印刷 株式会社プロックス

第23回 JAえひめ中央ぶどう果実品評会



令和3年9月4日(土)に「第23回 JAえひめ中央ぶどう果実品評会」が開催されました。着色良好で糖度も十分に高く素晴らしい評価のぶどうが多数出品される中、只信省三さん(伊台)の「藤稔」が松山市農業委員会会長賞を受賞しました。

表彰式は、新型コロナウイルス感染症の影響により日を改め令和3年11月29日(月)に行われました。

農業者年金がさらに便利になります!

- 35歳未満の方は月額1万円から加入できます。(令和4年1月から) ※政策支援加入に該当しない方
- 年金の受給開始時期をご自身で選択できます。(令和4年4月から) ※65歳以上であること
- 加入年齢が60歳から65歳に引き上げられます。(令和4年5月から) ※国民年金に任意加入している方

耕せ、おいし、育て、のびる。

JA 松山市 〒790-0003 愛媛県松山市三番町八丁目 325-1
TEL : 089-946-1611

農地を転用する場合は、愛媛県知事の許可が必要です!!

- ◎農地転用とは、農地を住宅、店舗、事務所、駐車場、資材置場などの用途に変更することです。農地転用をするには、愛媛県知事への許可申請、または農業委員会への届出の手続きが必要です。
 - ◎農地を一時的に資材置場、駐車場、仮設事務所などにする場合も許可が必要です。これらの許可を受けずに農地転用をすると、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの命令がされる場合があります。また、3年以下の懲役、または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金といった罰則が適用される場合もあります。
- ※田を埋め立てて畑に転換する場合も手続きが必要です。
※市街化区域内の農地転用は事前に農業委員会へ届出が必要です。

農地の無断転用は法律違反です!!

無断転用とは、事前に愛媛県知事等の許可を得ることなく農地を住宅や駐車場等農地以外の用途で使用することです。
無断転用者は工事の中止や、元の農地への復元を求められます。これに従わない場合は3年以下の懲役、または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金に、処せられます。

お問合せ先

農業委員会事務局
農地調整・転用担当
(Tel 089-948-6630)

松山産の農林水産物の魅力を発信するポータルサイト

「まつやま地産地消 ~マツヤマルシェ~」

「Matsuyamarche (マツヤマルシェ)」は松山市の農林水産物のポータルサイトです。松山産品の紹介をはじめ、園地を訪問して生産者さんのインタビューや直売所情報、料理レシピなどの情報が盛りだくさん。旬な情報も発信しています。



地産地消レシピ

地元産品を使った
地産地消レシピを公開中。
毎日の献立や
おもてなしの参考に!



お問合せ先

松山市産業経済部 農水振興課
(Tel 089-948-6565)



相続登記はお済みですか？

農地について、所有権や賃借権等の権利を相続により取得された方は、農業委員会への届出が必要です。

賃借権の相続も忘れないで！

賃借権が設定された農地の耕作者が死亡した場合、耕作をする権利は相続人に継承されます。遺産分割協議の際、賃借権についての話し合いも忘れず、書面に残しておくことが大切です。

また、賃借権を相続された方、台帳の名義を変えるために農業委員会に届出をしてください。

相続の未登記による耕作放棄地が増加しています。雑草や病害虫の発生により周辺農地や近隣住宅に悪影響を及ぼします。適正な管理をお願いします。

お問合せ先

農業委員会事務局 農地調整・転用担当 (TEL 089-948-6630)

令和4年度 総会予定

申請締切日		開催予定日	
月	日	月	日
3	18(金)	4	11(月)
4	18(月)	5	10(火)
5	18(水)	6	10(金)
6	17(金)	7	11(月)
7	15(金)	8	10(水)
8	18(木)	9	9(金)
9	16(金)	10	11(火)
10	18(火)	11	10(木)
11	18(金)	12	9(金)
12	16(金)	1	10(火)
1	18(水)	2	10(金)
2	17(金)	3	10(金)

※日程は都合により変更される場合があります。

農地を貸し借りたいなら… 利用権設定がおすすめです！

★主なメリット★

- 貸した農地は、期限が来れば必ず返ってきます。離作料も不要です。

★注意すること★

- 市街化区域の農地には利用権設定ができません。
- 期間の途中で解約する場合は手続きが必要です。

口約束で農地を貸し借りしていると、後々思わぬトラブルになるおそれがあります。

利用権設定で、安全安心な農地の貸し借りをおすすめします。まずはお気軽にご相談ください。

お問合せ先

農業委員会事務局 農政担当 (TEL 089-948-6631)

農地の賃借料情報の提供

令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は以下のとおりです。(10a当たり・年額)

☆平成21年12月施行の「農地法の一部を改正する法律」により、標準小作料は廃止されました。

☆金額はあくまでも参考です。実際の契約を拘束するものではありません。

1 田(水稲)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	6,700円	13,900円	3,400円	106件
旧北条市	8,900円	18,100円	4,000円	40件
旧中島町	該当なし			
2 畑(普通畑)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	54,300円	84,600円	32,500円	7件
旧北条市	6,400円	6,400円	6,400円	2件
旧中島町	該当なし			
3 畑(樹園地)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	14,500円	15,800円	4,600円	101件
旧北条市	23,500円	30,000円	5,600円	7件
旧中島町	該当なし			

※1 旧松山市、旧北条市、旧中島町の地域別に集計しています。

※2 件数は集計に用いた筆数です。

※3 金額は100円未満を四捨五入しています。

令和4年度から国の「新規就農者育成総合対策」が新しく始まります

令和4年度から、農林水産省は、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援するとともに、農協等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、職業としての農業の魅力の発信等の取組を支援します。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等で行う農業教育の高度化等の取組を支援します。

今回は、「新規就農者育成総合対策」のうち、松山市が業務を進めていく事業をご紹介します。なお、以下の内容は、令和4年2月末現在の情報のため、国会審議や国の協議により今後変更される場合がありますのでご了承ください。

経営発展支援

就農後の経営発展のために、愛媛県が機械・施設等の導入を支援する場合、県の支援の2倍を国が支援します。

対象者 49歳以下で令和4年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者で、県から支援を受ける者

補助率 国1/2、県1/4、本人1/4

支援額 補助対象事業費上限1,000万円
ただし、経営開始資金も利用する場合は上限500万円まで。

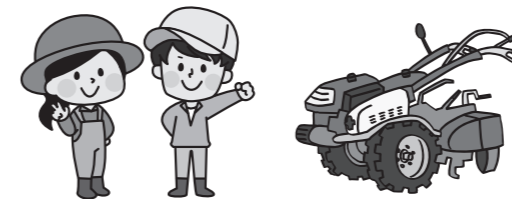
対象経費 機械・施設の導入、果樹の新植・改植、機械等リース料など
ただし、農業以外の用途に使用できるものなどは対象外。

要件

※親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承したものであること。

※農業で生計が成り立つ計画(親元就農者は、継承する経営を発展させる計画(売上1割増等))を立てること。

※初期投資的な経費を対象とし、本人負担分について融資を受けていること。 など



経営開始資金

旧農業次世代人材投資資金(経営開始型)が見直されます。内容は旧制度とほぼ同様ですが、支援期間が短縮されます。

対象者 経営開始時に49歳以下の認定新規就農者

支援額 年間150万円(月12万5千円、支援期間最長3年間)

補助率 全額国が補助する。

要件

※新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち、新規作物の導入等リスクのある取組を行うと市に認められる者であること。

※前年の世帯(親子や配偶者を含む)の所得が原則600万円未満の者。

※既に農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付を受けている場合は対象外。 など



お問合せ先

松山市 産業経済部 農水振興課
松山市二番町四丁目7-2 本館8階
(TEL 089-948-6566)

全国農業新聞

営農に役立つ情報が満載！

- 発行日 月4回金曜日
- 購読料 月額700円(送料共)
- お問合せ 農業委員会事務局
TEL 089-948-6628